

気候変動以外のサステナビリティに関する開示、議論

金融審議会「ディスクロージャーWG」

去る10月29日、金融審議会は第3回ディスクロージャーワーキング・グループ（座長：神田秀樹・学習院大学大学院法務研究科教授）をオンラインで開催した。

今回のWGでは、気候変動以外のサステナビリティに関する開示について、議論が行われた。

総論（重要性に基づく開示）

「多様なサステナビリティ要素の開示について、原則として、各企業において企業価値や業績等に与える重要性に応じて判断する」というアプローチに関して、委員からは、特段の異論は聞かれなかった。

各論（個別のサステナビリティ項目の開示等）

事務局より、開示が必要な項目として、次の項目が示された。

- ・多様性確保に関する開示（女性管理職比率等）
- ・人的資本に関する開示

委員からは「人的資本に関する開示は、どの企業にも当ては

まるものであり、開示すべき」

「女性管理職の比率だけでなく、どのように改善をしているかの説明も必要」といった意見が聞かれた。

サステナビリティ開示の充実に向けた取組み

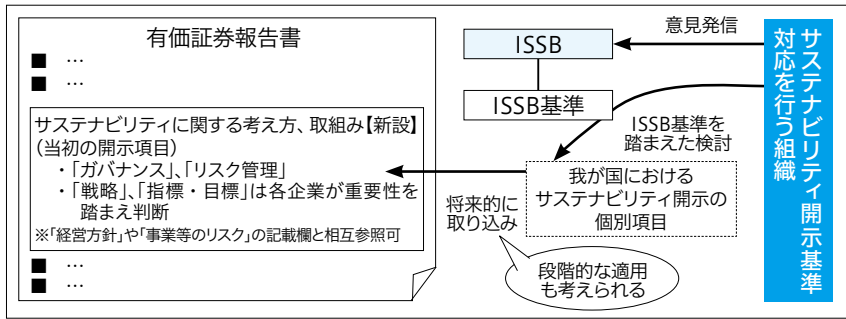
(1) 独立した記載欄

事務局から議論項目として、「投資判断に必要な情報を提供する観点から、核となる情報を有報に記載することができよう、サステナビリティ情報の『記載欄』を設けることが適切」という考え方（図表参照）が示された。

委員からは、「簡潔・明瞭で比較可能性が高まる観点から、賛成」、「将来的に保証を行う場合に、その範囲が明確になる」といった意見があった一方、「企業理念や経営方針にリンクするものであり、『事業の状況』の『経営方針、経営環境及び対処すべき課題等』で記載すべき」との意見も聞かれた。

また、「サステナビリティに関する記載欄のなかで、特に気

（図表） 有報のサステナビリティに関する記載欄のイメージ



候変動について取り出すか議論すべき」、「開示を支援するガイドランスが必要では」、「記述情報開示の原則で対応してはどうか」といった意見も挙がった。

(2) 4つの柱の開示

事務局から、「有報の『記載欄』について、サステナビリティ全般の情報を記載することとする場合に、気候変動と同様に、『ガバナンス』、『リスク管理』について開示し、『戦略』、『指標

目標』については、各企業が、自らの企業価値や業績等への影響の重要性を踏まえ判断する」という考え方が示された。

委員からは、賛成意見があった一方、『戦略』、『指標・目標』

が任意となることは疑問。コンプライ・オア・エクスプレインとすればよいのでは」といった意見が聞かれた。

(3) 基準策定への取組み

国際基準策定への意見発信や、わが国におけるサステナビ

リティ開示の個別項目の検討を担う、民間による体制整備の取組みについて、委員からは、「積極的な支援を行うべき」との意見が聞かれた。

四半期開示の見直し

事務局の説明資料のなかで、参考として、岸田総理大臣所信表明演説で「非財務情報開示の充実、四半期開示の見直し」に言及した部分が紹介された。

今回は、特段の議論は行われなかった。

監査

監査に関する品質管理基準、コメント対応を検討

企業会計審議会監査部会

去る10月26日、金融庁は、第53回企業会計審議会監査部会（部会長：堀江正之日本大学商学部教授）を開催した。

「監査に関する品質管理基準」の改訂案

「監査に関する品質管理基準」の改訂案（6月30日公表、2021年7月10日号（No.1616）情報ダイジェスト参照）に寄せられたコメントへの対応案について検討された。主なコメントと事務局によるコメントへの考え方（案）は次のとおり。

(1) 職業倫理および独立性

監査事務所の独立性に関して、監査事務所および当該監査事務所が所属するネットワークに属する他の事務所による非監査業務の提供にあたっては、監査業務との同時提供が禁止されている業務の実施により独立性に抵触するリスクが考えられ、本改訂では、そのようなリスクを考慮した品質目標を設定することを要求していると理解してよいかとの質問があった。

これに対し事務局は、非監査業務が、監査業務との同時提供

を禁止されているかにかかわらず、品質目標の設定において、独立性に与える影響を考慮することを求める点を明確化するため、前文を一部修正するとした。

(2) 責任者の意義と兼任可否

基準第二における「監査事務所の最高責任者」と、基準第十一の「品質管理システムに関する最高責任者」は同義であるのか、また、「品質管理システムに関する最高責任者」、「品質管理システムの整備及び運用に関する責任者」、「モニタリング及び改善プロセスの運用に関する責任者」の兼任可否を明らかにしてほしいとのコメントがあった。

これに対し事務局は、「品質管理システムに関する最高責任者」と「監査事務所の最高責任者」は、監査事務所の性質および状況によっては同一になる場合もならない場合もあると考えられるが、いずれの場合も監査事務所の最高責任者は、品質管理システムに関する説明責任を含む最終的な責任を負うこととなるとした。

また、各責任者の兼任可否については、監査事務所の性質および状況を考慮したうえで、各監査事務所において適切に検討、判断される必要があるとし、「品質管理システムに関する最高責任者」を置くことを明確化するため、基準第二3を修正するとしている。

*

「会計監査の在り方に関する懇談会」に関する議論

委員からはおおむね同意が得られ、今後、パブリックコメントを踏まえた改訂案を部会の意見書案として、企業会計審議会総会に諮る予定。

今回は、9月・10月に開催された「会計監査の在り方に関する懇談会（令和3事務年度）」第1回・第2回の議論についても情報共有が図られた。

本懇談会は、監査品質に対する社会からの期待の高まり、公認会計士が担う役割の広がり、働き方の多様化などの社会情勢の変化が生じていることを背景に開催されており、会計監査をめぐる諸課題として、監査人の体制、公認会計士の能力向上、発揮、監査実施の環境などが挙げられていることが紹介された。

委員からは、監査の品質向上に向けた公認会計士の労働環境整備、ITの活用等による効率化の必要性等が指摘された。

ポジティブ・メンタルヘルス

指導の創意工夫を始動

メンタルクリエイト
江口 毅

いつの時代も新人の指導は難しいものですが、シフト制勤務の職場では特定の指導者が常時いるわけではないので、さらに難しいものです。先日、あるベテラン販売員から新人指導のコツを聞く機会がありました。その職場では、新人に業務内容ごとにチェックリストをつけさせて、指導者全員が指導の進捗度合いを確認できるようにしているとのことでした。

そのチェックリストは、「①知っている、②助けがあればできる、③1人でできる、④誰かに教えられる」という項目です。シンプルですが、ツボを押さえた大変よくできたものだと感じました。指導者全員が、どこまで何を教えたいかを共有でき、現時点での新人の学習レベルを一目で把握できます。新人にとつては、各項目間に存在する、意外に大きな差を知ることができ、以前よりできるようになったことを実感することもできます。

さらに、そのベテラン販売員によると、新人に対して「終業前30分間バックルームに行き、メモしたことの清書や振り返りの時間を設ける」ことを指示しているとのことでした。新人に対しては、インプット(教えること)に偏ったり、

性急にアウトプット(実践)を求めたりしてしまいがちです。しかし、その職場では「学び→実践→内省→気づきと学習→実践」というサイクルを回すことで、業務を覚えることと新人の成長を促進していました。指導の本質を押さえたい素晴らしい取組みだと感じました。

さらに指導を充実させる工夫をするのであれば、次の4点が考えられます。

まず、「知っている状態」にさせるためには、業務上必要なことを教えることになります。その際、いかに好奇心をくすぐるかが鍵になります。たとえば、「面白そうだな」と思えるエピソードを紹介したり、素朴な疑問を投げかけて考えさせたり、その仕事の醍醐味をいきなり経験させたりということが挙げられます。そうすることで、「知りたい」という気持ちを強く持たせることができます。

次に、関連性を伝えます。知っていることがどのようになると役に立つのかを説明したり、お客様に喜んでもらえたエピソードを伝えたりして、「役に立ちそうだな」「やりがいがありそうだな」という感覚を持たせます。そうすることで、実践してみたいというやる

気を喚起させることができます。3つ目は、自信を持たせることです。高すぎないけど低すぎない適度な目標を設定し、それを達成できたことを具体的にフィードバックすることや過去の自分と比較して何ができたようになったのかを視覚化して伝えることで、「やればできる」、「達成感がある」という感覚を持たせることができます。そのような積み重ねが自信となります。

最後に、満足感を持たせることです。誰かに教えることができるようになったことに対して、「おめでとつ」と伝えたり、思いっきり褒めたり、認定証を渡したりすることで、「やってよかったな」「ここまで頑張つてよかったな」という満足感を持たせることができます。その満足感は、強いモチベーションとなりえます。

新人を含め後進への指導は、難しく、ときにストレスを感じるものですが、しかし、創意工夫を取り組めば、指導する側・される側双方にとって、成長や満足感を得られる機会となります。なかなか育たない相手のせいにはせず、指導方法を少しだけ工夫してみませんか。

期中財務報告に関する開示フレームワークED、公表—FASB

去る11月1日、FASBは会計基準アップデート(ASU)の公開草案「期中における財務報告(トピック270)―開示フレームワーク―期中の開示要求の変更」(以下、「本公開草案」という)を公表した。

本公開草案は、開示フレームワーク・プロジェクトの一部であり、2018年に公表された「概念基準書8号『財務報告のための概念フレームワーク』―8章『財務諸表の注記』」の期中開示に関する部分に対処するものである。

本公開草案の概要

本公開草案での主な改訂点は次のとおりである。

- ・「企業に重大な影響を与える重要な事実または取引」の開示要求の導入
- ・前年の財務諸表と注記で提供された情報に基づいた期中ベースの開示を提供するかどうかの評価方法の明確化
- ・トピック270が、すべての期中の報告要求を含んでおり、そ

の他のトピックで詳細に示されている期中の報告要求を参照しているという記述の追加

- ・比較情報が要求される期間の明確化(たとえば、「表示されている期間の比較開示」ではなく、「比較財務諸表が表示されている場合の比較開示」に改訂)

- ・期中財務諸表の様式と内容についての代替案のガイダンスの設定(期中財務諸表は、年度財務諸表と同じレベルの表示要求と開示要求に対応した財務諸表、年度財務諸表と同じレベルの表示要求とトピック270の限定的な注記の開示要求とトピック270の表示要求に対応した要約財務諸表のいずれか)

適用関係等

本公開草案の適用日は未定だが、将来に向かって適用される。コメント期限は、2022年1月31日である。

顧客との契約からの契約資産・負債の会計処理に関する企業結合のASU、公表—FASB

去る10月28日、FASBは会計基準アップデートASU 2021-08「企業結合(トピック805)―顧客との契約からの契約資産と契約負債の会計処理」(以下、「本ASU」という)を公表した。

本ASU公表の経緯

現行では、企業結合において、取得企業は、原則として、取得資産と引受負債(「顧客との契約から生じる収益(トピック606)」に従って会計処理されている契約資産と契約負債を含む)を取得日の公正価値で認識することが要求されているが、契約資産と契約負債に関する特定したガイダンスは提供されていない。

本ASUの概要

本ASUは、企業結合における契約資産と契約負債の認識と測定ガイダンスを提供しており、取得企業にトピック606に従って契約資産と契約負債を認識し、測定することを要求している。

適用されるその他の契約の契約資産と契約負債についても本ASUは適用される。

本ASUは、「企業結合で取得した顧客との収益契約」と「企業結合で取得したのではない顧客との収益契約」に一貫した認識と測定ガイダンスを提供することにより、企業結合後の比較可能性を改善している。

適用関係

また、「その他の収益―非金融資産の認識中止からの損益(サブ・トピック610―20)」の範囲の非金融資産の販売からの契約負債のような、トピック606が

金融

成長戦略から始める「新たな資本主義」

日本の経済政策の行方を占ううえで、大きな節目となる第49回衆議院議員総選挙が、10月31日に実施された。結果は、自民党が過半数を上回る261議席を獲得し絶対安定多数議席を獲得、自民党・岸田政権が信任を得た形となった。経済政策に関しては、自民党総裁選以来、岸田首相が主張してきた政策を継続することになる。

他方、岸田政権には、総裁選時から明確なマクロ経済運営に關わる指針がみられず、アベノミクスの継続に言及するだけで異次元の緩和策の手詰まり感があるとの指摘がある。金融政策で新たな展開を考えるのであれば、マイナス金利の深掘り、イールドカーブのフラット化、資産買入れの拡大など、これまでの政策の延長が困難ななか、たとえばマイナス金利の適用範囲を欧州中央銀行(ECB)並みに

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2021年10月26日	ソーシャルボンドガイドラインの公表	金融庁	公開草案に寄せられたパブリックコメントを踏まえ、公表したものの。国際標準である国際資本市場協会(ICMA)の原則等との整合性に配慮しつつ、わが国の状況に即した実務指針として、調達資金の使途、レポーティングのあり方等について示されている。 https://www.fsa.go.jp/news/r3/singi/20211026-2.html	—
2021年10月27日	最高裁判所令和3年3月11日判決を踏まえた利益剰余金と資本剰余金の双方を原資として行われた剰余金の配当の取扱いについて	国税庁	利益剰余金と資本剰余金の双方を原資として行われた剰余金の配当(「混合配当」)が行われた場合における「株式又は出資に対応する部分の金額」の計算方法の規定が、一定の限度において違法なものとして無効である旨判示されたことを受けたもの。これに伴い既存の取扱いは変更され、過去に遡って適用される。再計算を行った結果、過去の納付税額等が過大となる場合には更正の請求が可能。 https://www.nta.go.jp/information/other/data/r03/saikosai/index.htm	—
2021年10月28日	当財団の定款の変更について	FASF	IFRS財団が近くISSB(国際サステナビリティ基準審議会)を設置することを受け、10月19日付けで定款の目的・事業の項目に、サステナビリティ報告基準の調査研究・開発等を明記するもの。 https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/news_release_20211028.pdf	—
2021年10月29日	『監査上の主要な検討事項』の強制適用初年度(2021年3月期)事例分析レポート』の公表	JICPA	日本公認会計士協会が青山学院大学大学院・蟹江章教授に研究委託し、同氏により組成された分析チームにより実施された分析結果について取りまとめたもの。業種別の記載状況、KAMの記載内容の全般的な傾向、今後KAMの記載をより有意義なものとするための留意事項等に関して分析が行われている。 https://jicpa.or.jp/specialized_field/20211029fgf.html	—

拡大するなどの具体的な政策が必要との声もある。

ただ、今回の選挙では、このような異次元の金融緩和策を推進してきた自民党の甘利明幹事長や山本幸三金融調査会会長が苦杯を喫し、これまでの金融緩和策をさらに推進する自民党内の力が、人事面からも後退せざるを得ない結果となった。

また、総選挙翌日の岸田首相の記者会見では、大型の経済対策として数十兆円規模の補正予算案を11月中旬に策定し年内成立を目指す旨が表明された。ただ、これは選挙前から示されていた政策であるうえに、財務省の発表によれば、コロナ対策を含む2020年度一般会計予算のうち今年度への繰越額は30兆円を超過。したがって、それを含めると新たに市場にインパクトを与えるような経済対策案は期待できそうもない。

「成長と分配の好循環」を実現させるための「新たな資本主義」を岸田政権が標榜するならば、金融政策に期待できないなか、まず業態転換など事業再構築といった、コロナ禍で変化しつつある成長の中身を加速させる経済政策と、それを裏づける規模の予算措置が求められる。

証券

株式市場へ総選挙結果のプレゼント

株式市場に久方ぶりのサプライズである。衆議院議員選挙翌日の11月1日、日経平均は大幅に反発し、前週末比754円高、2・6%の上昇となった。

選挙前、与党の議席大幅減少、野党の躍進という予想が強まり、日経平均は一進一退の動きを続けていた。しかし、結果は大方の予想が外れ、自民党が絶対安定多数となる議席を確保した。また、政権与党には是々非々の立場をとるとする中間政党が大躍進を遂げたことも岸田首相には追い風との見方もある。

ただ、サプライズ株高は決して盤石とはいえず、岸田首相は「成長から分配の好循環」の具現化を早急に詰めることが必要とみられる。来年度予算編成にあわせて、新鮮味のある成長政策を打ち出すことができれば、年末に向けて意外な上げ相場も期待される。しかし、それができなければ、方向感のみえない相場に戻ってしまう懸念もある。

現在、政治ファクターを重視して株式市場の動向を議論でき

るのは、主要国中、日本だけとみられる。世界を見渡せば、コロナ禍の行方、ウイズコロナの経済をどう動かすかが、最大のポイントである。多くの国でコロナ禍は沈静化に向かっているが、次の感染の波への警戒から社会生活、経済活動の制約・制限は何らかの形で続いている。

こうした活動制限は、コロナ禍の状況で頻繁に変化している。現在、経済活動はどの国も昨年的大幅な落ち込みから、回復過程にあるものの、予想の上方、下方修正が絶えない。このため、人々の消費マインド、企業の投資・雇用マインドの回復、強化につながるににくくなっている。

ただ、各国共通して企業収益は、人的サービス業を除けば悪くないため、株価を下支えする力があり、時折、話題にされる世界の株価暴落といった懸念は少ないとみられる。むしろコロナ禍の展開次第では、株価上昇へ動き出す可能性も考えられる。むろん、それには世界の経済・金融の舵取りを行う米FRBの動向が注目される。